

## 金沢市中小企業カムバック・リスキリング支援助成金のよくあるご質問

### ～カムバック制度実施届出書について～

#### ●届出時期について

Q. 届出は助成金申請前にしなければならないか

A. 助成金申請と同日でも可能です。

Q. 既に再雇用制度を設けている場合も届出が必要か

A. 離職理由や経過期間等、カムバック・リスキリング支援助成金（再雇用分）の制度内容に沿った内容に就業規則等を改正していただき、届出を提出してください。  
改正が必要でない場合も届出を提出してください。

#### ●添付書類について

Q. 社内外への周知とはどのようなものか

A. 社内メールでの配信、社内電子掲示板への掲載、ホームページでの公開、SMSでの発信等、通常時社内外へ周知する際に用いる周知方法を指します。

### ～カムバック・リスキリング支援助成金（再雇用分）について～

#### ●対象に関するご質問

Q. 対象となる事業主は

A. 下記要件をすべて満たす事業主が対象です。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所を有している事業主であること。
- (2) 就業規則等によりカムバック制度を設けていること。
- (3) 雇用保険の適用事業主であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (6) 本市が行う啓発事業に協力すること。

Q. 金沢市外の支社で再雇用したいが対象となるか

A. 金沢市内に本社又は主たる事務所を有している中小企業の事業主であれば、再雇用者の勤務先が市外であっても申請していただけます。

Q. 自己都合で離職した場合は対象になるか

A. 自己都合で離職した場合は対象になりません。対象となる場合は、妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤又は転居を伴う転職を理由とする場合のみです。なお、離職時に離職理由を自己都合として届け出していた場合でも、実際の理由が妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤又は転居を伴う転職のいずれかであった場合は、再雇用希望申出書に記載することで対象となります。

Q. 離職後原則1年以上経過していることが要件だが例外はあるか

A. 離職後1年以内に離職事由が消滅した場合は、その旨を再雇用希望申出書に記載し申請することができます。

例) 妊娠、育児又は介護の必要がないため、配偶者の転勤期間が短縮になったため等

Q. 無期雇用契約はいつまでに締結する必要があるか

A. 再雇用時に有期雇用契約を締結した場合は、再雇用日から1年以内に無期雇用契約を締結してください。

Q. 再雇用者の申請による処遇の変更とはなにか

A. 離職前に無期雇用契約による正社員であった再雇用者が、再雇用後は無期雇用契約によるパートタイマー社員として働くことを希望している場合、再雇用希望申出書に記載することで、処遇の変更が可能となります。

#### ●助成額に関するご質問

Q. 助成額は

A. 再雇用者1人あたり一律12万円です。最大5人まで申請できます。

Q. 再雇用者が離職した場合は申請できるか

A. 無期雇用契約が6カ月経過したのち、離職した場合は申請できます。無期雇用契約期間が6カ月に満たないうちに離職した場合は申請できません。

●申請手続きに関するご質問

Q. 申請期限はいつまでか

A. 無期雇用契約が6カ月経過した日の翌日より3カ月以内にご提出いただく必要があります。後述の申請期間図を参考にしてください。

Q. 申請には何が必要か

A. 【申請書類】

- ① 助成金交付申請書（電子申請又は郵送申請）
- ② 市の請求書
- ③ 振込先がわかる通帳のコピー
- ④ 再雇用希望申出書
- ⑤ 雇用契約書又は労働条件通知書等のコピー
- ⑥ 出勤簿のコピー
- ⑦ 賃金台帳のコピー

※①(郵送申請の場合)②④は「金沢市はたらくサイト」からダウンロードできます。

※⑤は本人の希望により処遇の変更がある場合、離職前のもも必要です。

※⑥⑦は無期雇用契約締結後6カ月間のものを提出してください。

～カムバック・リスキング支援助成金（リスキング加算分）について～

●対象に関するご質問

Q. 対象となる事業主は

A. カムバック支援助成金受給対象である事業主が対象です。資格取得日時時点で無期雇用契約が6カ月間を経過していない場合は、無期契約が6カ月経過した後、3カ月以内にカムバック支援助成金申請とあわせて申請してください。

Q. 再雇用者の自主的な資格取得は対象となるか

A. 事業主が資格取得の必要性を認め、検定試験の受験料や講習受講料を負担した場合はリスキングとして対象になります。

Q. 対象となる資格は

A. 金沢商工会議所の「人材確保・育成支援事業」として実施する検定試験のうち対象資格一覧に掲載されている資格が対象です。級・ランクの制限はありません。

対象となる資格が変更となる場合がありますので、金沢商工会議所のホームページでご確認ください。

金沢商工会議所のホームページ：<https://www.kanazawa-cci.or.jp/exam/index.html>

●助成額に関するご質問

Q. 助成額は

A. 再雇用者1人あたり一律3万円です。資格取得数による変更はありません。

●申請手続きに関するご質問

Q. 申請期限はいつまでか

A. 資格取得日から3カ月以内に申請してください。資格取得日時点で無期雇用契約期間が6カ月を経過していない場合は、経過後3カ月以内に申請してください。後述の申請期間図を参考にしてください。

Q. 申請期限までに資格取得証明書が手元に届かない場合は

A. 資格取得がわかるもの（合格通知や受験番号の記載がある画面のハードコピー等）をご提出ください。

Q. 申請には何が必要か

A. 【申請書類】

- ① 助成金交付申請書（電子申請又は郵送申請）
- ② 市の請求書
- ③ 資格取得証明書等のコピー
- ④ 事業主が受験料、講習受講料等を負担したことが確認できる書類のコピー（立替払請求書兼領収書等）

※①②はカムバック支援助成金申請を同時に行う場合省略できます

～申請期間図～

最短の場合	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
カムバック	無期雇用			6カ月経過			交付申請														
リスキリング				資格取得			3カ月以内														
最長の場合	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
カムバック	有期雇用						1年未満			無期雇用						6カ月経過			交付申請		
リスキリング							資格取得												3カ月以内		
※リスキリング加算の交付申請はカムバック助成金の交付申請と同時に行う																					
申請2回の場合	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
カムバック	無期雇用			6カ月経過			交付申請			3カ月以内											
リスキリング										資格取得			交付申請			3カ月以内					